

○碧南市心身障害者手当支給条例

平成2年3月14日

条例第10号

改正 平成5年3月11日条例第10号

平成10年3月11日条例第8号

平成11年3月15日条例第1号

平成17年6月30日条例第30号

平成18年9月26日条例第26号

平成19年3月16日条例第3号

平成23年12月26日条例第20号

平成25年3月23日条例第7号

碧南市心身障害者手当支給条例（昭和48年碧南市条例第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、心身障害者手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）であって身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から6級までに該当する者
- (2) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において、知能指数が75以下と判定された者
- (3) 特別障害者 身体障害者手帳所持者であって身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有し、かつ、前号に規定する知的障害者更生相談所又は児童相談所において知能指数が35以下と判定されたもの

- (4) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 心身障害者 前4号に掲げる者
- (6) 保護者 心身障害者に対して親権を行う者又は現に心身障害者を養育(その心身障害者と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)する者
(受給資格)

第3条 手当の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する心身障害者とする。
ただし、心身障害者が監護を要する場合は、その保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(前条第3号に規定する者は除く。)は、手当の支給を受けることができないものとする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条又は第26条の2の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けている者
- (2) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定により福祉手当の支給を受けている者
- (3) 心身障害者にあつては、その者の前年の所得(1月から7月までの手当については前々年の所得とする。)が国民年金法(昭和34年法律第141号)第36条の3の規定による政令で定める額以上である者

3 心身障害者が、次に掲げる施設に入院、入所若しくは入居又は学校に就学のため、市外に住所を有しているときは、第1項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより市内に住所を有するものとみなす。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項に規定する病院等
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に規定する保護施設
- (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項第5号に規定する障害者職業能力開発校
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する特別支援学校

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設

(受給資格の認定)

第4条 前条に規定する受給資格に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする受給資格者は、心身障害者が第2条第1号から第4号のいずれにも該当するときは、選択によりそのいずれかを申請するものとする。

(手当の種類及び額)

第5条 手当の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者手当

身体障害者手帳等級区分	月額
	円
1級	4,000
2級	3,500
3級	3,000
4級 5級 6級	2,000

(2) 知的障害者手当

知能指数区分	月額
	円
35以下	4,000
36以上50以下	3,500
51以上75以下	2,000

(3) 特別障害者手当 月額4,000円

(4) 精神障害者手当

精神障害者保健福祉手帳等級区分	月額
	円
1級	4,000

2級	3,500
3級	2,000

(手当の支給期間及び支払期月)

第6条 手当の支給は、受給資格者が第4条の規定による認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき理由が消滅した日の属する月で終わる。

2 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、支給すべき理由が消滅した場合におけるその期の手当については、その支払期月でない月であっても、支払うことができる。

(未支払の手当)

第7条 第4条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が死亡した場合において、その者に支払うべき手当でまだ支払っていなかったものがあるときは、その遺族に支払う。

(届出)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格が喪失したとき。
- (2) 障害の程度に異動が生じたとき。
- (3) その他申請事項に異動が生じたとき。

(手当の停止及び返還)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の支給を停止し、又は既に支払った手当の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 心身障害者の養育を怠っていると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けたとき。
- (3) この条例又は市長の定める事項に違反したとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか手当の支給について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の碧南市心身障害者手当支給条例の規定による手当の受給資格に該当していない者であって、この条例による改正後の碧南市心身障害者手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による手当の受給資格に該当するものが、この条例の施行日から平成2年6月30日までの間に新条例第4条の認定の申請をしたときは、その者に対する手当の支給は、新条例第6条第1項の規定にかかわらず、同年4月から始める。

附 則（平成5年3月11日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月11日条例第8号）

1 この条例は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の碧南市心身障害者手当支給条例の規定による手当の受給資格に該当していない者であって、この条例による改正後の碧南市心身障害者手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による手当の受給資格に該当するものが、この条例の施行日から平成10年6月30日までの間に新条例第4条の認定の申請をしたときは、その者に対する手当の支給は、新条例第6条第1項の規定にかかわらず、同年4月から始める。

附 則（平成11年3月15日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月26日条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月23日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める改正規定、第3条中「碧南市障害程度区分認定審査会」を「碧南市障害支援区分認定審査会」に改める改正規定、第5条中「第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助を行う住居又は同法附則第20条に規定する旧法指定施設」を「第5条第11項に規定する障害者支援施設」に改める改正規定及び第7条中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める改正規定は、平成26年4月1日から施行する。